入　札　説　明　書

件　名　　消防用人員輸送車

仙　台　市

この入札説明書は，政府調達に関する協定（平成 7年条約第23号），地方自治法（昭和22年法律第67号），地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。），地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7年政令第 372号），仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。），物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7年仙台市規則第93号。以下「特例規則」という。），仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁。以下「要綱」という。），本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか，本市が発注する調達契約に関し，一般競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が熟知し，かつ，遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1　競争入札に付する事項

(1)　調達物品名（件名）及び数量
(2)　調達物品の特質等
(3)　納入場所
(4)　納入期限

別記の１

2　競争加入者に必要な資格

一般競争入札参加申請書等の提出期限現在において，次に掲げる要件をすべて満たす者で，本市の審査により入札参加資格があると認められた者とする。

(1) 本市の競争入札参加資格審査において審査を受け資格を有する者であること。（別記の３により申請した者も含む。）
(2) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
(3) 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
(4) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱第２条第１項の規定による指名停止を受けていないこと。
(5) 別記の２に該当すること。（別記の３により申請した者も含む。）

3　競争入札参加申請

競争入札参加希望者は，一般競争入札参加申請書及び誓約書（要綱　別記様式）に別記の９で示した書類を添付し，別記の５に示した日時までに，財政局契約課に直接又は配達証明付き書留郵便により提出すること。

4　仕様書についての質問及び回答

(1) 競争入札参加希望者は，当該仕様書について疑義（見積に必要な事項に限る。）がある場合は，別添質疑応答書を用い，別記の６(1)に定めるところにより，関係職員に説明を求めることができる。
(2) 質問に対する回答は，別記の６(2)に示した期限までに，本市のホームページへの掲載及び財政局契約課内に掲示することにより行う。

5　競争入札参加資格の審査結果

上記２に掲げる審査結果については，別記の７に示した期限までに通知する。

6　入札保証金

入札保証金は免除する。

7　入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時・場所は，別記の８(2)に定める。
(2) 郵便（配達証明付き書留郵便に限る。）による入札を行う場合の受領期間及びあて先は，別記の８(3)に定める。
(3) 競争加入者又はその代理人は，仕様書，図面，契約書案及び規則を熟知の上，入札をしなければならない。
(4) 競争加入者又はその代理人は，本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人となることができない。
(5) 入札室には，競争加入者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし，入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は，付添人を認めることがある。
(6) 競争加入者又はその代理人は，入札開始時刻後においては，入札室に入室することができない。
(7) 競争加入者又はその代理人は，入札室に入室しようとするときは，入札関係職員に一般競争入札参加資格認定通知書（写し可）及び身分を確認できるもの（自動車運転免許証，パスポート，会社発行の写真付身分証等ですべて原本）並びに代理人をして入札させる場合においては，入札権限に関する委任状を提出すること。
(8) 競争加入者又はその代理人は，入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか，入札室を退室することはできない。
(9) 入札室において，次の各号の一に該当する者は，当該入札室から退去させる。
ア　公正な競争の執行を妨げ，又は妨げようとした者
イ　公正な価格を害し，又は不正の利益を得るため連合をした者
(10) 競争加入者又はその代理人は，本市様式の入札書及び委任状（別添）を使用すること。
(11) 競争加入者又はその代理人は，次の各号に掲げる事項を記載した別添様式による入札書を提出しなければならない。
ア　供給物品名（件名）　　　**消防用人員輸送車**
イ　入札金額
ウ　競争加入者の会社（商店）名，入札者氏名及び押印（外国人にあっては，署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）
エ　代理人が入札する場合は，競争加入者の会社（商店）名，入札者氏名（代理人の氏名）及び押印
(12) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は，日本語に限る。また，入札金額は，日本国通貨による表示とし，**総額（消費税及び地方消費税額抜き）**で入札すること。
(13) 競争加入者又はその代理人は，入札書を作成し，当該入札書を封書に入れ，かつ，その封皮に入札の日付，件名，競争加入者の氏名（法人にあっては，その名称又は商号）を記載し，入札公告に示した日時に入札すること。
　なお，郵便（配達証明付き書留郵便に限る。）による入札は，二重封筒とし，上記で示した入札書のほか，一般競争入札参加資格認定通知書の写しを同封すること。ただし，郵便による入札は初度のみ認める。また，別記の８(3)に定める受領期間内に到達するよう郵送すること。電報，電話その他の方法による入札は認めない。
(14) 競争加入者又はその代理人の入札金額は，調達物品の本体価格のほか，郵送費，保険料，関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もること。
(15) 落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので，競争加入者又はその代理人は，消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

(16) 競争加入者又はその代理人は，入札書に使用する印鑑を持参し，再度入札等に備えること。

(17) 入札書及び委任状は，ペン又はボールペン（えんぴつは不可）を使用すること。

(18) 競争加入者又はその代理人から提出された書類を本市の審査基準に照らし，採用し得ると判断した者のみを落札決定の対象とする。

(19) 競争加入者又はその代理人は，入札書の記載事項を訂正する場合は，当該訂正部分について押印しておくこと。（ただし，入札金額の訂正は認めない。）

(20) 競争加入者又はその代理人は，その提出した入札書の引換え，変更，取消しをすることができない。

(21) 入札執行主務者は，競争加入者又はその代理人が相連合し，又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは，当該入札を延期し，又は中止することがある。

(22) 入札後，仕様書等についての不知又は不明を理由とし異議を申し立てることはできない。

(23) 開札は，競争加入者又はその代理人が出席して行う。この場合において，競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは，当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(24) 開札した場合においては，競争加入者又はその代理人の入札のうち，予定価格の制限に達した価格の入札がないときは，再度の入札を行うことがある。

8　無効の入札書

入札書で次の各号の一に該当するものは，これを無効とする。

(1) 上記２に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書

(2) 要綱第４条第３項の規定により，入札参加資格を失った者の提出した入札書

(3) 調達物品名（件名）及び入札金額のない入札書

(4) 競争加入者の会社（商店）名，入札者氏名及び押印のない又は判然としない入札書

(5) 代理人が入札する場合は，競争加入者本人の会社（商店）名，入札者氏名（代理人の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書

(6) 調達物品名（件名）に重大な誤りのある入札書

(7) 入札金額の記載が不明確な入札書

(8) 入札金額を訂正した入札書

(9) 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書

(10) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札書

(11) 入札公告等において示した入札書の受領期間内に到達しなかった入札書

(12) 公正な価格を害し，または不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書

(13) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し，価格又はその他の点に関し，明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書

(14) その他入札に関する条件に違反した入札書

9　落札者の決定

(1) 有効な入札書を提示した者であって，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは，直ちに，当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において，当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは，当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ，落札者を決定する。

(3) 落札者を決定した場合において，落札者とされなかった入札者から請求があったときは，速やかに落札

者を決定したこと，落札者の氏名及び住所，落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては，無効とされた理由）を，当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

(4) 落札者が，規則第14条で定める期日まで，契約書の取り交わしをしないときは，落札の決定を取消す。

10　入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取り扱い

落札決定後，契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは，当該落札決定を取り消し契約締結は行なわない。この取り扱いにより，落札者に損害が発生しても，本市は賠償する責を負わない。

(1) 「２　競争加入者に必要な資格」の各号のいずれかに該当しないこととなったとき。

(2) 一般競争入札参加申請書またはその他の提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

(3) 要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。

11　苦情申立

本件における競争入札参加資格の確認その他の手続き等に関し，政府調達に関する協定に違反していると判断する場合は，その事実を知り，又は合理的に知りえたときから10日以内に，書面にて仙台市入札等監視委員会に対してその旨の苦情を申し立てることができる。

12　留保条項

(1) 契約確定後も仙台市入札等監視委員会から通知を受けた場合は，事情変更により契約解除をすることがある。

13　契約保証金

契約保証金は免除する。

14　契約書の作成

(1) 落札者は，交付された契約書に記名押印し，落札決定の日から５日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは，契約締結権者が別に定めた期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。

(2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は，日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 本契約は契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ，確定しないものとする。

15　支払いの条件

納入物品の代金は，検査合格後請求により30日以内に支払う。

16　契約条項

別添契約書案，規則及び特例規則による。

17　その他必要な事項

(1) 競争加入者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については，すべて当該競争加入者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(2) 上記２(1) に掲げる競争入札参加資格の審査を受けていない者も上記３により申請書及び添付書類を提出できるが，競争に参加するためには，当該資格の審査を受け，かつ，競争参加の資格の確認を受けなければならない。

別　記

1　競争入札に付する事項

(1) 調達物品名（件名）及び数量

消防用人員輸送車　1台

(2) 調達物品の特質等

別添仕様書のとおり

(3) 納入場所

仙台市消防局（仙台市青葉区堤通雨宮町2－15）

(4) 納入期限

平成27年3月25日

2　競争加入者に必要な資格

(1) 資本金10,000千円以上であること。

(2) 仙台市競争入札参加の資格を有する者のうち申請種目を「大型・特殊車」で申請している者であること。

3　本市の競争入札参加資格の決定を受けていない者の資格申請

入札に参加する者で，本市の競争入札参加資格の決定を受けていない者は，次のとおり当該資格申請をすることができる。

(1)　受付期間　平成26年7月4日から平成26年7月18日　17時まで

(2)　提出場所　仙台市財政局契約課（物品契約係）　仙台市青葉区国分町三丁目７番１号

(3)　提出書類　本市所定の競争入札参加資格申請書及び添付資料

(4)　提出方法　持参すること。

4　入札説明書等の公開期間及び入手方法

(1) 公開期間　平成26年7月4日から

(2) 入手方法　仙台市財政局契約課ホームページでダウンロードすること。

http://www.city.sendai.jp/business/keiyaku/keiyaku_01_01.html

5　一般競争入札参加申請書及び添付書類の提出期間，場所及び提出方法

(1) 提出期間　平成26年7月4日から平成26年7月18日　17時まで

(2) 提出場所　仙台市財政局契約課（物品契約係）　仙台市青葉区国分町三丁目７番１号

(3) 提出方法　持参又は配達証明付き書留で郵送すること。

6　仕様書について質問及び回答

(1) 質問書の提出期間・場所等(見積に必要な事項に限る。)

上記５(1)の期間に５(2)の場所に，持参又は配達証明付き書留で郵送すること。

(2) 質問書に対する回答期限

平成26年8月4日

7　入札参加資格の審査結果通知期限

平成26年8月4日

8　入札及び開札

(1) 入札担当部局

（所　在　地）　仙台市青葉区国分町三丁目７番１号

（担　当　課）　仙台市財政局契約課（物品契約係）

（調達責任者）　仙台市長　奥山　恵美子

(2) 入札・開札日時及び場所

ア　日　時　　平成26年8月19日　　16時20分

イ　場　所　　仙台市財政局契約課入札室

(3) 郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)による入札の場合

ア　受領期間　　平成26年8月4日から平成26年8月18日まで

イ　あて先

（郵便番号）　980-8671

（所　在　地）　仙台市青葉区国分町三丁目７番１号

（担　当　課）　仙台市財政局契約課（物品契約係）

9　その他

入札公告に示した特質等を有する物品を納品できることを証明するものとして，下記の書類を提出すること。ただし，イについては同等品を申請する場合のみ提出すること。

ア　メンテナンス体制証明書（別紙１－１，１－２）

※事前に発注課（消防局管理課）に提出し，確認を受けたものを提出すること。

イ　同等品申請書兼承認書（別紙２）

※事前に発注課（消防局管理課）に申請し，承認を受けたものを提出すること。

留　意　事　項

※一般競争入札参加資格認定通知書の再発行はいたしません。
※下記の書類が不備の際，失格又は入札無効となる場合がありますのでご注意願います。

○　申請時の提出書類

No	項　　　　目
1	一般競争入札参加申請書
2	誓約書（要綱　別記様式）
3	メンテナンス体制証明書（別紙１－１，１－２） ※発注課の確認を受けたもの。
4	同等品申請書兼承認書（別紙２） ※同等品を申請する場合のみ／発注課の承認を受けたもの。

●　入札時の必要書類等

No	項　　　　目
1	一般競争入札参加資格認定通知書（写し可）
2	身分を確認できるもの （免許証・パスポート，会社発行の写真入り身分証明書等。ただし，原本に限る。）
3	代理人が入札する場合は，委任状（本市様式に限る。）
4	入札書（本市様式に限る。）
5	入札用封筒（日付・入札件名・会社名を記入すること。）
6	再度入札等に使用する印

※身分確認の書類は，写真付名刺，健康保険証は不可。

質　疑　応　答　書

件名

※回答は，本質問書の提出期限後１０日以内に，本市ＨＰ，掲示で行います。

整理番号						

質　問　事　項		回　　答

注１　この質疑応答書は，仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。
注２　提出期間を過ぎた場合は，受理しません。

㊞

［別紙１－１］

メンテナンス体制証明書

［消防用人員輸送車］

1　当該車両のメンテナンスが行える整備工場（整備拠点でも可能）

⑴　最寄りの整備工場（整備拠点の）名称及び所在地（電話番号を含む）

⑵　入札希望者との関係

⑶　整備を実際に担当する人員（サービスエンジニアを含み常駐者であること）及び担当者名

⑷　点検整備及び修理依頼から着手までの所要日数は、１日で対応いたします。

2　部品供給体制

⑴　部品供給の総括窓口及び担当者名（電話番号を含む）

⑵　供給系統（フローチャート図）

㊞

［別紙１－２］

３　技術員の派遣体制

(1)　最寄りの整備工場の派遣体制

ア　緊急時の連絡系統

イ　現地への派遣方法

ウ　修理依頼から現地到着までの所要日数は、１日以内で対応いたします。

(2)　メーカーの技術員の派遣体制

ア　緊急時の連絡系統

イ　現地への派遣方法

ウ　修理依頼から現地到着までの所要日数は、２日以内で対応いたします。

上記のとおり証明いたします。

平成　　年　　月　　日

（あて先）仙台市長

競争入札参加希望者　住　　所

会 社 名

代表者名　　　　　　　　　　　㊞

平成　　年　　月　　日

上記について確認しました。

仙台市消防局総務部管理課長　中村　良幸　㊞

㊞

［別紙２］

同等品申請書兼承認書

［消防用人員輸送車］　　　　　　　　　　　　　　　　　（　／　枚）

No.	品名(材料)	メーカー名・型式	諸元	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※　上記のとおり同等品の認定を申請いたします。

平成　　年　　月　　日

住　　所

会 社 名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

※　上記の申請品を同等品として承認いたします。

平成　　年　　月　　日

仙台市消防局総務部管理課長　　中村　良幸　㊞

印

入　　札　　書

件名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

入札金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

（注：契約希望金額の**１０８分の１００**の金額です。）

上記の金額で請負（供給）したいので，関係書類を熟覧のうえ，仙台市契約規則を守り入札します。

平成　　年　　月　　日

（宛 て 先 ）

仙　台　市　長

会社（商店）名

入 札 者 氏 名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（注）委任を受けて入札する場合には，受任者名で入札することとなります。

〔記載例〕　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※　本人の場合

印

入　　札　　書

件名 ○○○○○○○○

入札金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
		¥	○	○	○	○	○	○	○	○

（注：契約希望金額の**１０８分の１００**の金額です。）

上記の金額で請負（供給）したいので，関係書類を熟覧のうえ，仙台市契約規則を守り入札します。

平成○○年○○月○○日

（宛 て 先）

仙　台　市　長

会社（商店）名　△△△△株式会社

入 札 者 氏 名　代表取締役　○○　○○　印

（注）委任を受けて入札する場合には，受任者名で入札することとなります。

〔記載例〕　　　　　　　　　　　　　　　　※　代理人の場合

印

入　　札　　書

件名　〇〇〇〇〇〇〇〇

入札金額

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	0	0	0	0	0	0	0	0

（注：契約希望金額の**１０８分の１００**の金額です。）

上記の金額で請負（供給）したいので，関係書類を熟覧のうえ，仙台市契約規則を守り入札します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

（宛 て 先）

仙　台　市　長

会社（商店）名　△△△△株式会社

入 札 者 氏 名　　〇〇　〇〇　印

（注）委任を受けて入札する場合には，受任者名で入札することとなります。

印

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

（宛 て 先 ）

仙　台　市　長

住　所

委任者

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

私は　　　　　　　　を代理人と定め，平成　　年　　月　　日

仙台市において行う下記件名の入札及び見積りに関する

一切の権限を委任します。

記

件　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

受任者は次の印鑑を使用します。

使　　用　　印　　鑑

〔記載例〕

印

委　　任　　状

平成〇〇年〇〇月〇〇日

（宛 て 先）

仙　台　市　長

住　所　〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号

委任者　　　　△△△△株式会社

氏　名　代表取締役　　〇〇　〇〇　　　印

私は〇〇〇〇〇を代理人と定め，平成〇〇年〇〇月〇〇日仙台市において行う下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

件　名　〇〇〇〇〇〇〇〇

受任者は次の印鑑を使用します。

使　用　印　鑑　　印

（案）　　　　　㊞

売　買　契　約　書

契　約　番　号
第　　　　　　号

1　物件の名称　…………………………………………

2　規格・数量　　別記内訳書記載のとおり

3　契 約 金 額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

うち消費税及び地方消費税額

千	百	拾	万	千	百	拾	円

4　契約保証金　　　免　　除

5　納 入 場 所　…………………………………………

6　納 入 期 限　平成　　年　　月　　日

上記の物件について，仙台市を発注者，消費税及び地方消費税に係る（課・免）税業者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を受注者とし，次の条項によって物件の売買に関する契約を締結する。

平成　　年　　月　　日

発注者　仙台市青葉区国分町三丁目７番１号
　　　　仙　台　市
　　　　代表者　市　長　　奥　山　恵美子　　　㊞

受注者　住　所
　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（総則）
第１条　受注者は，発注者に対して頭書の物件を内訳書，仕様書及び図面に基づき，頭書の契約金額をもって，頭書の納入期限内に納入しなければならない。
２　受注者は，発注者から特に指示を受けたときは，頭書の納入期限内において当該物件を分納することができる。
（定義）
第１条の２　この契約書において「遅延損害金約定利率」とは，契約締結日における，政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率をいう。
（納入の通知）
第２条　受注者は，物件を納入したときは，直ちに納品書によりその旨を発注者に通知しなければならない。前条第２項の規定により分納する場合も同様とする。
（検査）
第３条　発注者は，前条の規定により納入の通知を受けたときは，その日から10日以内に受注者の立会いを求めて物件の検査を行うものとする。
２　受注者は，前項の検査に立会わないときは，その検査の結果につき，立会わないことによる異議を申し立てることはできない。
３　第１項の検査に合格しないときは，受注者は直ちに取り替え又は補修等を行い，納入期限内又は発注者の指定する期日までに再検査を受けなければならない。この場合における物件の納入及び再検査等については，前条及び前２項の規定を準用する。
（物件の引渡）
第４条　受注者は，納入物件が発注者の行う検査に合格したときは，納入場所において遅滞なく当該物件を発注者に引渡さなければならない。
（一般的損害）
第５条　物件の引渡し前に，納入物件について生じた損害は受注者の負担とする。ただし，その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合については，この限りでない。
（受注者の請求による納入期限の延長）
第６条　受注者は，天災地変その他その責めに帰することができない事由により，納入期限内に納入することができないときは，納入期限内に発注者に対して，その事由を付して納入期限の延長を求めることができる。その延長日数は，発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。
（受注者の履行遅滞の場合における違約金）
第７条　受注者の責めに帰すべき事由により，頭書の納入期限内に納入することができない場合において期限後に納入の見込のあるときは，発注者は受注者に対して期限を定めてその履行を催告するとともに違約金を徴収するものとする。
２　前項の違約金は，遅滞日数１日につき契約金額（発注者が第１条第２項の規定により引渡しを受けたものがあるときは，当該部分に相当する代価を差引いた額）の1,000分の１とする。
（契約代金の支払い等）
第８条　受注者は，頭書の物件のすべてについて第４条の規定による引渡しがあったのち，所定の手続に従って契約代金の支払いを請求するものとする。
２　発注者は，前項の請求があったときは，これを審査し，適正と認めたときは，その受理した日から30日以内にこれを支払わなければならない。ただし，やむを得ない理由があるときは，その期間を45日まで延長することができる。
３　受注者は，発注者の責めに帰すべき事由により，前項の規定による契約代金の支払いが遅れたときは，発注者に対して，未受領金額につき，遅延日数に応じ，遅延損害金約定利率の割合で計算した金額の遅延利息の支払いを請求することができる。
（契約保証金の還付等）
第９条　受注者の納付した契約保証金は，この契約の履行完了後，発注者から受注者へ還付するものとする。
２　受注者が契約上の義務を履行しないとき（第７条に定める履行遅滞の場合を除く。）は，契約保証金は発注者に帰属するものとする。ただし，受注者の契約上の義務の不履行により発生した発注者の損害額が，契約保証金額に対して過不足ある場合は，発注者はその過不足額を追徴し，又は還付する。
（契約変更及び中止等）
第10条　発注者は，必要があるときは契約の内容を変更し，又は物件の納入を一時中止し，若しくはこれを打切ることができる。この場合において，納入期限又は契約金額を変更する必要があるときは，発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。
（契約の解除）
第11条　発注者は，受注者が次の各号のいずれかに該当するときは，この契約を解除することができる。
(1)　契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
(2)　納入期限内に物件の引渡しを終らないとき。
(3)　納入期限内に明らかに契約履行の見込みがないと認められたとき。
(4)　前各号のほか，受注者がこの契約事項に違反し，その違反によってこの契約の目的を達すること

ができないとき。

２　受注者は，次の各号のいずれかに該当する事由のあるときは，この契約を解除することができる。

(1)　契約内容の変更により契約金額が３分の２以上減少するとき。

(2)　発注者がこの契約に違反し，その違反によりこの契約の目的を達することができないとき。

３　前２項の規定によりこの契約が解除された場合における既納部分の取扱については，発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

４　第１項各号に規定するもののほか，発注者は，特定調達に係る苦情の処理手続に関する要綱（平成７年１２月２５日市長決裁）第５条第２項の要請を受けた場合において，これに従うときは，特に必要があると認められるものに限り，当該契約を解除することができる。

（談合による解除）

第 11 条の２　発注者は，受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは，この契約を解除することができる。

(1) 受注者に対してなされた私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条第１項に規定する排除措置命令が，同条第７項又は同法第 52 条第５項の規定により確定したとき。

(2) 受注者に対してなされた独占禁止法第 50 条第１項に規定する課徴金の納付命令が，同条第５項又は独占禁止法第 52 条第５項の規定により確定したとき。

(3) 受注者に対してなされた独占禁止法第 66 条に規定する審決（同条第３項の規定による原処分の全部を取り消す審決を除く。次号において「受注者に対してなされた審決」という。）に対し，受注者が当該審決の取消しの訴えを同法第 77 条第１項に規定する期間内に提起しなかったとき。

(4) 受注者に対してなされた審決に対し，受注者が独占禁止法第 77 条第１項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起した場合において，当該訴えを却下し，又は棄却する判決が確定したとき。

(5) 受注者（受注者が法人の場合にあっては，その役員又は使用人）が，刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６の規定による刑に処せられたとき。

２　前条第３項の規定は，前項による解除の場合に準用する。

（暴力団等排除に係る解除等）

第 11 条の３　発注者は，受注者が次の各号のいずれかに該当するときは，この契約を解除することができる。

(1)　受注者の代表役員等（仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日市長決裁。以下「要綱」という。）別表第１号に規定する代表役員等をいう。以下同じ。）又は一般役員等（要綱別表第 1 号に規定する一般役員等をいう。以下同じ。）が暴力団員（要綱第２条第４号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)若しくは暴力団関係者（要綱第２条第５号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき又は暴力団員若しくは暴力団関係者が事実上経営に参加していると宮城県警察本部（以下「県警」という。）から通報があり，又は県警が認めたとき。

(2)　受注者（その使用人（要綱別表第２号に規定する使用人をいう。）が受注者のために行った行為に関しては，当該使用人を含む。以下この条において同じ。），受注者の代表役員等又は一般役員等が，自社，自己若しくは第三者の不正な利益を図り，又は第三者に損害を与える目的をもって，暴力団等（要綱第１条に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）の威力を利用していると県警から通報があり，又は県警が認めたとき。

(3)　受注者，受注者の代表役員等又は一般役員等が，暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して，資金等を提供し，又は便宜を供与するなど積極的に暴力団（要綱第２条第３号に規定する暴力団をいう。）の維持運営に協力し，若しくは関与していると県警から通報があり，又は県警が認めたとき。

(4) 受注者，受注者の代表役員等又は一般役員等が，暴力団等と社会的に非難される関係を有していると県警から通報があり，又は県警が認めたとき。

(5) 受注者，受注者の代表役員等又は一般役員等が，暴力団等であることを知りながら，これを不当に利用する等の行為があったと県警から通報があり，又は県警が認めたとき。

２　受注者が共同企業体である場合，その代表者又は構成員が前項各号のいずれかに該当したときは，同項の規定を適用する。

３　前２項の規定により契約が解除された場合においては，第 11 条第３項の規定を準用する。

４　受注者は，この契約の履行に当たり暴力団等から不当介入（要綱第２条第６号に規定する不当介入をいう。以下同じ。）を受けたときは，速やかに所轄の警察署への通報を行い，捜査上必要な協力を行うとともに，発注者に報告しなければならない。受注者の下請負人等（要綱第７条第２項に規定する下請負人等をいう。）が暴力団等から不当介入を受けたときも同様とする。

（債権譲渡等の禁止）

第12条　受注者は，発注者が特に承認した場合のほか，この契約によって生ずる契約上の債権を第三者に譲渡し，又は担保の目的に供してはならない。

（契約外の事項）

第13条　この契約書に定めのない事項については，必要に応じ発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

発注者及び受注者は，本書２通を作成し，それぞれ記名押印のうえ各自１通を保有する。

㊞

内　　訳　　書

品　　　名	規　　　格	単位	数　　量	単　　価	金　　額
⑴小計（各行の金額をたし上げて計算する。）					
⑵消費税及び地方消費税（相当）額					
⑶契約金額					

平成26年度

仕　　様　　書

件名　消防用人員輸送車

仙台市消防局総務部管理課

第１　入札案件

１　品名

消防用人員輸送車

２　数量

１台

３　納入期限

平成２７年３月２５日

４　納入場所

仙台市消防局（仙台市青葉区堤通雨宮町２－１５）

第２　総則

１　目的

この仕様書は，仙台市消防局（以下「当局」という。）において，平成２６年度購入する消防用人員輸送車（以下「本車」という。）の一切に適用する。

２　概要

本車は，災害発生時においての職員等の大量人員輸送，又，集団救急事故発生時においては，傷病者の大量輸送に使用する４２名乗りの消防用緊急車である。

３　適合法令

本車は，「道路運送車両法」，「道路運送車両法の保安基準」その他関係法令，通達に適合し緊急自動車として承認の得られるものであること。

４　製作上の問題処理

製作は，仕様目的を十分達成するため誠意をもって行い，仕様内容に疑義の生じた場合は，その都度速やかに当局と協議を行い解釈すること。

なお，仕様変更は，事前に契約担当課及び当局の承認を受けることとし，本車製作に当たり工業所有権その他法令に抵触する問題が生じたときは，受注者においてこれらの問題の解決を行うこと。

５　製作上の注意

消防車両として最適の構造及び性能を十分に有し，次のとおりとすること。

⑴　各装置及びパーツの取り付けは，原則としてボルト締付けとすること。

なお，ボルト等は，ネジロック剤を使用し確実に締め付けること。

⑵　車体全般にわたり防水措置及び防錆措置を十分に行うこと。

特に下廻りの部材の継ぎ目は，すべてコーキングをすること。

⑶　清掃，点検，調整及び修理が容易に行えること。

⑷　使用取扱上の安全性，操作性を十分に考慮したものであること。

⑸　全体的に重量軽減を図り，前後左右の荷重バランスを十分に考慮すること。

⑹　堅牢にして長期の使用に十分に耐え得るものであり，かつ，維持管理が経済的に行えるものであること。

⑺　水洗い整備ができるとともに，残水等の生じない構造とすること。

また，フェンダー等で器具接触等により塗装剥離のおそれのある部分には，適切な保護対策を講じること。

６　規格及び表示

⑴　規格

車両に使用する材料及び部品は，特に指定するものを除き，すべて日本工業規格（ＪＩＳ）のものを使用すること。

ただし，ネジ類については，ＩＳＯネジ又は，これに準じたものを使用すること。

⑵　表示

ア　車両に使用する絵表示以外の表示は，日本語，又は英語で表示すること。

イ　車両に使用する単位等の表示は，すべてＳＩ単位で表示すること。

７　登録の費用

当該車両の新規登録に要する費用のうち，自動車重量税及び自賠責保険の費用は発注者負担とし，車庫証明書その他の新規登録に要する費用は，受注者がすべて負担すること。

また，自動車リサイクル法に基づくリサイクル料金は，発注者が負担するので，受注者が立替え払いし，納車後当該車両代金と別に発注者に請求すること。

８　登録の代行

本車製作完了後，新規登録のための手続きを受注者が代行し，東北運輸局宮城運輸支局長の行う当該検査に合格させること。

９　保証及び保守体制

⑴　保証

本車の保証期間は，検査合格後１年とする。

なお，保証期間後であっても設計，製作及び材質不良等の瑕疵によって生じた問題については，受注者が無償で修復すること。

⑵　保守体制

ア　当該車両のメンテナンス体制

点検整備及び修理依頼から着手までの所要日数は１日以内とすること。

イ　技術員の派遣体制

修理依頼から現場到着までの所要日数は１日以内とすること。

ウ　メーカー技術員の派遣体制

修理依頼から現場到着までの所要日数は２日以内とすること。

エ　保守期間

検査合格後１年を無償の保守期間とすること。

なお，無償の保守期間後についても，無償の期間に準じた保守体制をとること。

10　事故防止

架装及び車両の移動にあたっては，事故防止に万全の注意を払い，万一事故が発生した場合は，速やかに当局に連絡するとともに，その被害等について一切の責任を負うこと。

11　検査

⑴　受注者は，発注者が行う検査を受けること。

⑵　検査は，車検取得後に行うものとし，車両，取付品，積載品，付属品すべてを一括して行うものとする。

⑶　その他必要に応じ検査を行うものとする。

12　提出書類

12－１　提出書類

⑴　製作承認図書類，完成図書及び取扱説明書は，Ａ４判のファイルに一括綴じること。（写真は除くこと。）

⑵　図面は，すべてＡ２判又はＡ３判とすること。

⑶　外国製品については，すべて日本語に翻訳すること。

⑷　外注先一覧表・・・１部

製作を外注する場合は，次の内容の外注先一覧表を当局に提出すること。

ア　会 社 名

イ　所 在 地

ウ　電話番号

エ　外注内容（品目及び作業内容等）

12－２　着手届・・・１部

契約日の翌日まで，当局に着手届を提出すること。

12－３　全体工程表・・・２部

契約後１４日以内に，シャシーの製作を含めた全体の工程表を当局に提出すること。

12－４　製作承認図書類・・・３部　(返却分1部を含む)

受注者は，架装開始前に仕様書に基づく次の書類を提出し当局の承認を受けること。

⑴　架装工程表（外注先の作業行程を含む）

⑵　製作承認図

ア　架装外観５面図

イ　電子サイレンアンプ（マイクを含む）及び架装用スイッチボックスの詳細名取付位置

ウ　電気配線図（増設部）

⑶　車両構成一覧表

12－５　完成図書・・・２部（車両台数プラス１部）

完成図書は次のとおりとし，目次及び見出しを付けて編綴し，完成車納入時提出すること。

⑴　車両関係図

ア　車両の図面（３面図）

イ　車両の改造関係（キャブ取付品その他）の図面

ウ　車両の架装資料

エ　車両の諸元明細書又は詳細な仕様書

オ　車両カタログ

カ　車両使用電球型式等一覧表（増設部を含む）

キ　車両使用ヒューズ型式等一覧表（増設部を含む）

ク　車両電気配線図（増設部）

⑵　架装関係図書

ア　架装外観５面図

イ　完成車の最小回転半径の走行軌跡図

ウ　使用材料一覧表

エ　電気配線図（承認図を修正したもので，リレー，ヒューズ，アンペア数等を明示したもの）

オ　各電装品の配線施工図（メンテナンスを考慮したもので，リレー，ヒューズ等の設置位置を具体的に示したもの）

カ　装備品等一覧表（品名，数量，製作会社名，型式等）

キ　装備品等のカタログ又は写し（諸元明示）

ク　装備品等の使用油脂類一覧表（整備上必要なもの）

ケ　使用電球型式等一覧表

コ　使用ヒューズ等一覧表

サ　改造自動車等審査届出書写し

シ　自動車検査証写し

ス　重量測定及び転覆角度試験結果成績書（写真付）

12－６　取扱説明書・・・２部（車両台数プラス１部）

⑴　シャシー取扱説明書（シャシー取付品含む）

⑵　資機材及び取付品等の取扱説明書（整備解説書含む）

12－７　写真（ネガ，又はＣＤ－Ｒ等の電子データ付）

⑴　架装工程写真（カラーＬ判程度）・・・各１部

製作工程ごとに撮影すること。

⑵　完成写真（カラーＬ判程度）

ア　緊急自動車事前届出用（前後左右撮影，車検取得前のもの）・・・各２部

イ　緊急自動車届出用（前後左右撮影，車検取得後のもの）・・・各２部
ウ　資機材収納部の状況・・・各１部

13　無償点検整備

納車後３ヶ月の法定定期点検整備は，受注者が無償で行うこと。

14　技術指導

受注者は，納車後１週間程度，機器の取り扱い及び保守整備について，当局職員に対し無償で技術指導を行うこと。

15　その他

道路交通法施行令第１３条の規定に基づく緊急自動車の届出事務処理上必要なものとして，当該車両の車両型式，車体番号が記載されている書類，及び上記「12－７⑵ア」の写真を車検取得日の１０日前までに当局に提出すること。

第３　仕様

１　材質の規格

⑴　材料及び部品は，すべて新規製品を使用すること。
⑵　外部に取り付けるボルト，ナット類は基本的にステンレス製品を使用すること。
⑶　コーキング及びシーリング材は，経年変化により硬化しない弾力性のあるものを使用すること。
⑷　潤滑油及び各種作動油は，各メーカーが指定するものを使用し，規定量を入れておくこと。
⑸　電池及び電池パックを使用するものは，各メーカーが指定するものを使用し，必要数を入れておくこと。
⑹　その他の材料は次によること。
ア　プラスチック類は，すべて難燃性のものを使用すること。
イ　ゴム製品及び合成樹脂製品は，耐油性のものを使用すること。
ウ　木材は，十分に乾燥したものを使用し，製作後，変形及び歪み等が生じ難いものとすること。

２　本車の主要緒元

⑴　エンジン　水冷４サイクルのディーゼルエンジン
⑵　総排気量　７，５００ｃｃ以上
⑶　最高出力　１９０ｋＷ（２６０ＰＳ）以上
⑷　駆動方式　後輪駆動
⑸　変速装置　マニュアルトランスミッション
⑹　定　員　４２名（３３＋７＋２）
⑺　車両寸法
全　長　９，５００ｍｍ以内
全　幅　２，５００ｍｍ以内
全　高　３，８００ｍｍ以内
⑻　車両総重量　１４，０００ｋｇ未満

３　シャシー

３－１　シャシー規格

⑴　使用するシャシーは，平成２６年度に製作されたものを使用すること。
⑵　使用するシャシーは，平成２１年（ポスト新長期）排出ガス規制適合車とすること。
⑶　使用するシャシーの形状は，一般的にハイデッカショートと呼ばれる観光バス型とし，シャシーメーカー純正の寒冷地仕様とすること。
⑷　エアコンユニットは，床下資機材収納庫（トランクルーム）の容量を最大限確保するため，天井直冷型とすること。

３－２　トランスミッション

トランスミッションは，マニュアルトランスミッションとし，前進６段，後退１段とすること。

３－３　電気装置（シャシー部及び架装部）

⑴　電気装置は，直流２４Ｖのマイナスアース式とすること。

⑵　シャシーエンジンには，次の充電装置（オルタネーター）を取り付けること。

ア　オルタネーターは，２４Ｖ－１８０Ａ以上とすること。

イ　オルタネーターに付属するレギュレーター及びワイヤーハーネスは，オルタネーターに適合するものと交換すること。

⑶　バッテリーは，ＪＩＳ規格２４５Ｈ５２を２個とし，引出し時においても支障のないように，コード類は十分に余裕を取ること。

⑷　自動充電装置は，次のとおりとすること。

ア　ＡＣ１００Ｖの電源により，シャシー積載のバッテリーに自動的に充電する装置を取り付けること。

イ　過充電防止装置付きとすること。

ウ　シャシー積載のバッテリーと車両側コンセントを結線すること。

エ　車両側コンセントを次のとおり取り付けること。

(ｱ)　取り付け位置は，車両外側の適切な位置とする。（詳細な位置は別途指示）

(ｲ)　コンセントは，マグネット式コンセント（蓋付き）とすること。

オ　ダッシュパネル付近の適切な位置に，自動充電装置の通電確認灯（緑色）を取り付けること。

⑸　ヒューズボックス（架装部）

ア　架装関係の電源は，ヒューズボックスを新たに設け適正容量のヒューズを介して供給すること。

イ　ヒューズは，ブレード式ヒューズとすること。

ウ　ヒューズには，各系統の名称及びアンペア数を明記すること。

エ　ヒューズボックスは，リレーを含め一括取り付けして点検のしやすい適切な位置に取り付けること。

⑹　電気配線（架装部）

ア　系統別に色分けを行うこと。

イ　ターミナル部の配線接続は，圧着端子又は，メタルコンセント等とすること。

ウ　すべての配線貫通部には，ブッシングゴムを取り付けること。

エ　灯火機器及びその他電気機器は，必ずその付近で接続するように配線すること。なお，接続は，圧着端子によること。

オ　各配線は，消費電気量に見合う適正容量のものを使用すること。

カ　配線接続部はすべて絶縁被覆付とし，外部配線は，すべて防水構造とすること。特にコネクター部分は，絶縁融着テープ等で被覆すること。

キ　配線は，すべて配線保護チューブ内を通すこと。

３－４　視界

⑴　フロントウインドウにウォッシャー連動の間欠式ワイパーを取り付けること。

⑵　フロント左右に大型のアウターミラーを取り付けること。

⑶　アウターミラーは，ヒーター付とし，運転席から上下左右の傾きを調整できる電動リモコンミラーとすること。

⑷　左右のアウターミラーには，アンダーミラーを取り付けること。

⑸　運転席窓及び車体前方左側スイング式の乗降用自動扉のガラスは，ヒーター付とすること。

３－５　計器類

⑴　スピードメーター（走行距離計及びトリップメーター付き）を取り付けること。

⑵　エンジン回転計（１００回転刻みの目盛り及びエンジンの高負荷を示すレッドゾーンを表示したもの）を取り付けること。
⑶　エンジン冷却装置の水温計を取り付けること。
⑷　燃料計を取り付けること。
⑸　エアーゲージを取り付けること。
⑹　トランスミッションのポジショニング表示をメーターパネル内に取り付けること。

３－６　燃料タンク

燃料タンクの容量は，２８０ℓ 以上とすること。

３－７　排気管

⑴　排気管は，シャシー部分と適切な間隔を保つように取り付けること。
　また，適切な間隔が取れない場合は，確実な遮熱措置をすること。
⑵　テールパイプは，デパーチャーアングル内に入ることのないように取り付けること。

３－８　タイヤ及びタイヤ用ディスクホイール

⑴　タイヤは，スペアタイヤを含め，チューブレススタッドレスタイヤとすること。
⑵　ホイールは，すべてアルミ合金製の軽量ホイールとすること。

３－９　ブレーキ装置

⑴　主ブレーキ（フットブレーキ）は，空気油圧複合式（エアーオーバーブレーキ）とし，エアー配管系統にエアードライヤーを設けること。
⑵　主ブレーキには，ＡＢＳ（アンチロックブレーキシステム）を装備すること。
⑶　補助ブレーキとして，排気ブレーキを装備すること。
　排気ブレーキはアクセルペダルに連動し，アクセルペダルを踏み込み中は，作動しない構造とすること。

３－10　ステアリング及びミラー

⑴　ステアリング装置はパワーステアリングとし，チルトできる構造とすること。
⑵　フロント左側のアウターミラーは，運転席から遠隔操作によりステーの根元から格納できるものとすること。

３－11　ステアリングホイール等の位置

⑴　ステアリングホイールの位置は，進行方向に向かって右側とすること。
⑵　シフトレバーの位置は，進行方向に向かって運転席の左側とすること。
⑶　ウィンカーレバーは，進行方向に向かってステアリングホイールの右側とすること。
⑷　ペダル類は進行方向に向かって右側からアクセルペダル，ブレーキペダル，クラッチペダルの順に配置し，操作に支障のないよう適切な間隔に配置すること。
⑸　運転者が進行方向に向かって右側に着座し，運転に支障のないよう計器，レバー及びその他機器類を適切に配置すること。

３－12　エアコンディショナー

⑴　暖房装置
　ア　暖房装置は，エンジン冷却水利用の温水型とすること。
　イ　暖房装置を，車内の適切な位置に取り付けること。
　ウ　暖房装置は，車内を有効に暖房する十分な能力を有すること。
　エ　暖房装置は，シャシーメーカー純正品，又は同等以上の性能を有するものとすること。
⑵　冷房装置
　ア　冷房装置は，シャシーエンジンにより駆動するコンプレッサーを使用すること。
　イ　冷房装置を車内の適切な位置に取り付けること。
　ウ　冷房装置は，車内を有効に冷房する十分な能力を有すること。
　エ　冷房装置は，シャシーメーカー純正品，又は同等以上の性能を有するものとすること。

⑶　換気装置

ア　外気を車内に導入し，送風する換気装置を取り付けること。

なお，この換気装置は，外気を遮断し，車内の空気を循環する機能も併せて有すること。

イ　換気装置は，上記の暖房装置及び冷房装置と併用できるエアミックスタイプとすること。

3－13　乗降用扉

⑴　車体前方左側にスイング式の乗降用自動扉を取り付けること。

⑵　自動扉の操作は，運転席及び自動扉周囲で行えること。

⑶　扉には安全装置及び施錠装置を取り付けること。

3－14　サスペンション

⑴　サスペンションには，車高調整装置を取り付けること。

⑵　車高調整装置は，乗車用（前輪ダウン）・安定用（全輪ダウン）と切り替えが可能であること。

3－15　灯火類

⑴　フォグランプ

シャシーメーカー純正のフォグランプを取り付けること。

⑵　路肩灯（リヤホイール灯）

ア　車体両側のリヤホイール付近を有効に照らす路肩灯を取り付けること。

イ　路肩灯は基本的にシャシーメーカー純正品とすること。

ウ　路肩灯の点灯及び消灯は，シャシースモールランプと連動すること。

3－16　座席

⑴　運転席は，スライド調整及びリクライニング調整ができるものとし，ヘッドレスト付のハイバックシートとすること。

⑵　助手席は，運転席左側付近に設け，格納タイプとすること。

⑶　リヤシート（客席シート）は８列とし，補助席を除きすべてハイバックシートでリクライニング機構を付属していること。

⑷　最後列座席は，他のリヤシート同様左右各２座席，中央１座席とすること。

⑸　運転席，助手席及び補助席を除くすべてのシートの背もたれ後部等にシャシーメーカー純正のシートバックテーブル及びマガジンラックを取り付けること。

3－17　内装

⑴　運転席にサンバイザーを取り付けること。

⑵　床面は，可能な限りフラットとすること。

⑶　車内天井にシャシーメーカー純正のルームラック（荷物棚）を取り付けること。

⑷　車内の窓下縁材は，シート生地と同材とすること。

3－18　収納庫

⑴　天井収納庫

前席の天井付近には収納庫を２箇所以上設けること。

⑵　車内収納庫

ア　前方左側乗降用口付近及び運転席後部付近に収納庫を設けること。

イ　前方左側乗降用口付近の収納庫は，ボトルクーラー兼用の大型収納庫とすること。

⑶　床下資機材収納庫（トランクルーム）

ア　床下資機材収納庫は，１スパン以上の左右貫通型で容量は２．６㎥以上とすること。

イ　床下資機材収納庫内には，積載資機材の固定装置及び木製の収納箱を設けること。（詳細については別途指示）

なお，固定装置及び収納箱は，メンテナンス性を考慮し，脱着可能な構造とする

こと。
ウ　床下資機材収納庫には，扉を開放した際における資機材等の飛び出し防止のためのネット等を設けること。
3－19　けん引フック
車体前後部にトウフックを各１個設けること。
3－20　その他
⑴　消防章をフロントパネル中央付近に直付けすること。
⑵　車内に取り付けられている灰皿はすべて取り外し，開口部は化粧パーツ等で適切に穴埋めすること。
4　電装品
4－１　車体前部
車体前部のオーナメントランプには，「仙台市消防局」と表示すること。（詳細については，別途指示）
4－２　車内照明
⑴　車内天井に車内を有効に照らすランプを複数取り付けること。
⑵　左側乗降口のステップにランプを取り付けること。
⑶　リヤシート（客席シート）には，読書灯（ＬＥＤタイプ）を取り付けること。
4－３　オーディオ
⑴　マイクアンプ及びスピーカー
ア　車内の拡声用アンプ操作部（マイク付）をダッシュパネル付近の適切な位置に取り付けること。
イ　マイクアンプ用のスピーカーを天井の適切な位置に複数取り付けること。
ウ　マイクアンプには，ＡＭ・ＦＭチューナーを内蔵していること。
⑵　ＤＶＤプレイヤー
ＤＶＤプレイヤーをダッシュパネル付近の適切な位置に取り付けること。
⑶　地上波デジタルチューナー
ア　地上波デジタルチューナーをダッシュパネル付近の適切な位置に取り付けること。
イ　地上波デジタルチューナーには，外部ビデオ入力端子を設けること。
ウ　地上波デジタルチューナーのアンテナは，前面窓上部への貼付けタイプでブースター付とすること。
⑷　液晶モニター
ア　上記⑵及び⑶の映像等を視聴可能な液晶モニターを車内前方上部及び車内中央上部付近に取り付けること。
イ　車内前方上部の液晶モニターは，２６インチ以上のワイド液晶モニターとし，電動格納装置付とすること。
ウ　車内中央上部の液晶モニターは，１８．５インチ以上のワイド液晶モニターとし，電動格納装置付とすること。
4－４　カーナビゲーションシステム及びバックアイカラーカメラ等
⑴　カーナビゲーションシステム
ア　カーナビゲーションシステムをダッシュパネル付近の適切な位置に取り付けること。
イ　画面サイズは，６．５型ワイド以上のＴＦＴカラー液晶モニターとすること。
ウ　昼夜の照度調節が自動であるとともに，手動スイッチにより切り替えができるものであること。
エ　ナビゲーション機能は，地図情報，車両の位置・進行方向，方位及び渋滞情報等を運転者に正確に提供できること。
また，より正確な渋滞情報を把握するため，ＶＩＣＳビーコンユニットを取り付

けること。

オ　地図情報は，緊急消防援助隊として活動することを想定し，全国地図及び各都市の詳細な市街地図とし，納車時は最新版であること。

⑵　バックアイカラーカメラ及びカラーモニター

ア　バックアイカラーカメラを車体後部の適切な位置に取り付けること。

イ　バックアイカラーカメラは，次のとおりとすること。

(ア)　走行用のシフトレバーがＲレンジに入った場合（又は後方モニターＯＮの場合），自動的にカラーモニターに車体後方を写し出すものであること。

(イ)　シャッター付の広角視野タイプで撮影画素２５万画素以上であること。

ウ　カラーモニターは，次のとおりとすること。

(ア)　カラーモニターは，カーナビゲーションシステムのモニター兼用とすること。

(イ)　走行用のシフトレバーがＲレンジに入った場合（又は後方モニターＯＮの場合），自動的にバックアイカラーカメラの映像をモニターするものであること。

(ウ)　昼夜の明暗切り替えが可能で，手動スイッチにより操作できること。

(エ)　バックアイカラーカメラ専用の端子を持っていること。

エ　バックアイカラーカメラとカラーモニターを専用の配線で適切に結線すること。

オ　バックアイカラーカメラの取り付け及び配線引き込みは，防水対策を適切に行うこと。

⑶　サイドビューカメラ

ア　左側の視界を補うため，サイドビューカメラを左側ミラーステー付近に取り付けること。

イ　サイドビューカメラはウィンカーに連動して，バックアイカラーカメラ用カラーモニターにより映像をモニターするものであること。

⑷　インターホン

運転席付近及び車体後部下方には，インターホンを設けること。

⑸　ＥＴＣ車載器（有料道路自動料金支払システム）

ＥＴＣ車載器は，ダッシュパネル付近の適切な位置に取り付けること。

４－５　１２Ｖアクセサリーソケット

１２Ｖアクセサリーソケットをダッシュパネル付近の適切な位置に取り付けること。

４－６　作業灯

⑴　作業灯は，ＬＥＤタイプとすること。

⑵　取り付け位置は，車体両側面上方及び車体後面上方とすること。

なお，車体両側面上方の作業灯については，車両の構造上取り付けが困難な場合には，当局と協議を行い取り付けないこととすることができる。

⑶　取り付けは，車体両側面上方及び後面のバランスを考慮した配置とし，必要に応じて台座を作製し取り付けること。

４－７　その他の照明灯

床下資機材収納庫には，照明灯を次のとおり取り付けること。

⑴　照明灯は，ＬＥＤタイプとし，効果的に取り付けること。

⑵　照明灯は，シャシーメーカー純正品，又は同等以上の性能を有するものとすること。

４－８　サイレン等

⑴　電子サイレン

ア　アンプは，５０Ｗ以上で電子サイレン，電子警鐘，拡声機能及び音声合成機能を持つものとすること。

イ　当局が別途指示する消防用広報メッセージを拡声できること。

ウ　ダッシュパネル付近の適切な位置に取り付けること。

エ　出動予告スイッチと渋滞通過スイッチを本体と分離して設置できること。

オ　電子サイレン用のスピーカーは２個とし，散光式赤色警光灯に内蔵する専用スピーカーとすること。

⑵　モーターサイレン

ア　モーターサイレンは，車体上部の散光式警光灯装置内蔵型とすること。

イ　スイッチは，ダッシュパネル付近の適切な位置に取り付けること。

ウ　自動吹鳴装置及びテスト用減音装置を取り付けること。

４－９　警光灯類

⑴　赤色警光灯は，次のとおりとすること。

ア　赤色警光灯は，高輝度ＬＥＤ型散光式赤色警光灯とすること。

イ　車体前方上部及び後方上部の適切な位置に取り付けること。

ウ　取り付けは，車体前方上部及び後方上部に専用の台座を作成し取り付けること。

エ　車体及び台座には，散光式赤色警光灯本体の重量及び車両走行中の振動等に十分耐えられるよう適切に補強を行うこと。

オ　車体及び台座は，散光式赤色警光灯本体のメンテナンスを十分考慮した構造にすること。

⑵　赤色点滅灯は，次のとおりとすること。

ア　赤色点滅灯は，高輝度ＬＥＤ型とすること。

イ　フロントパネル(左右)，車体両側面上方及び車体後面上方(左右)の適切な位置に取り付けること。

なお，車体両側面上方の赤色点滅灯については，車両の構造上取り付けが困難な場合には，当局と協議を行い取り付けないこととすることができる。

ウ　フロントパネル，車体両側面上方及び車体後面上方の点滅灯の間隔は，バランスを考慮した配置とし，必要に応じて台座を作製し取り付けること。

エ　防水及び車両のメンテナンスに支障のないように取り付けること。

４－10　保護枠

⑴　赤色点滅灯及び作業灯には，ステンレス製保護枠を取り付けること。

⑵　その他構造上必要と認める箇所

⑶　保護枠は，架装状況等により当局の判断において設けないことができる。

４－11　架装関係スイッチ(詳細は別途指示)

⑴　架装関係のスイッチを専用の集中スイッチパネルに集約すること。

⑵　取付位置は，ダッシュパネルの適切な位置とすること。(詳細な位置は別途指示)

⑶　警光灯類のスイッチ（ヒューズを含む）は，次のように２系統に分けること。

ア　フロントルーフの赤色警光灯は，電子サイレンアンプ内蔵のサイレンスイッチと連動すること。

イ　フロント及びリヤの赤色点滅灯は，ＯＮ／ＯＦＦ及び減光スイッチをまとめて取り付けること。

⑷　スイッチ保護のため，必要に応じリレーを取り付けること。

⑸　作業灯のスイッチは，側面と後面の系統別に設けること。

⑹　各スイッチは，赤色確認灯付とすること。

４－12　無線雑音防止装置

⑴　各電装品は，無線障害のないものを使用すること。

⑵　次の箇所には，無線雑音防止装置を取り付けること。

ア　赤色警光灯（各モーターに２個のセラミックコンデンサー取り付け)

イ　ワイパーモーター（セラミックコンデンサー取り付け)

ウ　ヒーター用ブロアーモーター（セラミックコンデンサー取り付け)

エ　その他モーターを内蔵する電装品

４－13　ボンディングアース

車両の構造上必要と認められる箇所には，ボンディングアースを取り付けること。
なお，アース線は平織のアース線とし，金属で両側端末を処理したものとすすること。

5　無線機及びＡＶＭ関係

⑴　無線機用アンテナ及びケーブル（１５０ＭＨｚ・２６０ＭＨｚ・４００ＭＨｚ）

ア　無線機用のアンテナを屋根にそれぞれ取り付けること。

イ　アンテナから助手席付近の適切な位置まで，アンテナ用ケーブル（５Ｄ２Ｖ）を敷設すること。

なお，ケーブル敷設は露出のないように適切に行い，端末はコネクターを取付け，２ｍ程度の余長をとること。

ウ　アンテナ本体とケーブルは，専用のＬ型接続コネクターにより接続すると共に，接続部が外部に露出しないこと。

エ　取り付けに当たっては，アンテナ基台部のアースを十分に確保し，漏水及び防錆対策を十分に行うこと。

⑵　無線機本体に付属するブラケットを当局より支給するので，無線機取り付け用ブラケット（金属製台座）を作成し，車両前方の適切な位置に取り付けること。

⑶　ＡＶＭ（車両動態表示装置）端末機器の取り付けブラケットを作製し，車両前方の適切な位置に取り付けること。（詳細は別途指示）

⑷　無線機の電源は，専用ブレーカーとリレー（１０Ａ）を介してＡＣＣスイッチ連動の専用電源とし，それぞれ設けること。

なお，電源供給線は断線することがないように助手席の足元前方まで適切に配線し，端末は１ｍ程度の余長をとること。

また，ブレーカーと配線端末には，「無線１」「無線２」と表示しておくこと。

⑸　無線機本体及びＡＶＭ端末機器は当局の支給品とする。

6　排気管

⑴　排気管は，後部まで延長すること。

ただし，構造上車体各部との安全な離隔距離が確保できない場合等の正当な理由がある場合は，当局の判断においてこれを変更することができる。

⑵　排気管は，シャシー部分及び架装部分と適切な間隔を保つように取り付けること。

また，適切な間隔が取れない場合は，確実な遮熱措置をすること。

7　窓ガラス

⑴　サイド及びリヤの窓ガラスは，空調効率を高めるための断熱性能を有し，かつ紫外線の進入を減少させる機能を有した着色ガラス（濃色グリーン等）とすること。

⑵　フロントの窓ガラスには，難燃以上の性能を有するローラー式の布カーテンを取り付けること。

⑶　サイド，リヤの窓ガラス及び運転席後部に，難燃以上の性能を有する布カーテンを取り付けること。

⑷　サイド及びリヤの窓ガラスのカーテンはピラー毎とすること。

8　塗装等

8－1　素地調整

⑴　塗装及びシーリング等を実施する前には，すべて油分等の汚れを取り除くこと。

⑵　下地は錆等の腐食部分を完全に取り除くこと。

⑶　溶接部分については，残渣その他焼けた塗装等を完全に取り除くこと。

⑷　パテを使用する部分は，上記の素地調整を十分に行い，専用の接着剤を用いてパテを接着すること。

⑸　コーキング及びシーリング等を行う場合は，上記同様素地調整を十分に行うこと。

8－2　塗装要領

⑴　塗装は，素地調整を十分に行った後，プライマー塗り，水研ぎ及びサフェーサー塗

装等を実施後，上塗りを３回以上行うこと。

⑵　パテを使用する部分は，パテが十分に乾燥してから塗装を行うこと。

⑶　塗装後は，磨き及びつやだしを行うこと。

⑷　使用するシャシーの外装が白系統でない場合は，朱色を鮮明にするため上塗りの前に，素地調整の後，白系統の下塗りを２回以上行うこと。

８－３　塗装種別

⑴　外装は，指定する部分を除きすべて朱色とすること。

なお，朱色の詳細及び指定する部分の配色・形状等の詳細については別途協議とする。（ステッカー等による表示も可能とする。）

⑵　上記以外の部分については，黒色塗装又はメーカー純正色とすること。

９　記入文字

⑴　書体は，丸ゴシックとし，体裁よく配列すること。

⑵　記入箇所及び文字は，次のとおりとすること。

記入箇所	記入文字	色	大きさ(ｍｍ)	記入方向
標識灯（前方）	仙輪１	黒	８０×８０	向かって左側から
車体両側面及び後面	仙台市消防局	白	別途指示	〃
車体両側面	ＳＥＮＤＡＩ	白	〃	〃
〃	ラインマーク	白	〃	別途指示
フロントドア（両側）	仙輪１	白	１００×９０	向かって左側から
車体後面	仙輪１	白	１００×９０	〃
フロントガラス右下	仙台	白	８０×８０	〃
屋　根	仙輪１	白	８００×５００	進行方向に向かって左側から

⑶　両側の「仙台市消防局」の文字前方には「消防章」のマークを記入すること。

なお，消防章マークの大きさは，１５０ｍｍ×１５０ｍｍで金色黒縁取りとする。

⑷　記入文字は，すべてフィルムとし，住友スリーエム製のスコッチカルコントロールタック（表面クリヤ加工），又は同等以上の性能があるものとすること。

⑸　上記の他，車体後方両側面下部には，「平成２６年度石油貯蔵施設立地対策等交付金施設」（大きさは別途指示）と記入すること。

10　防錆処理

ジーバート防錆処理又はメーカー指定の防錆処理を次の箇所に行うこと。

⑴　シャシー下廻り

⑵　各ドア内側

⑶　フェンダー内側

11　取付品及び付属品

⑴　車両とともに納品する取付品，積載品及び付属品は，別表のとおりとし，この仕様書で指定するもの以外で公表された標準添付品はすべて納入すること。

⑵　別表で指定する積載品には，次のとおり文字を記入すること。

ア　書体は，丸ゴシックとすること。

イ　大きさ及び色については，便宜とすること。

ウ　指定していない記入文字については，塗装工程前までに当局より別途指示する。

別表1　　取付品一覧表（車両1台当たり）

番号	品　名	数量	備　　考
1	消防章（φ150mm真鍮製）	1 個	全体をクロームメッキ処理し，中央を切り込み，金メッキ処理した真鍮製の仙台市章を埋め込んだもの
2	モーターサイレン	1 式	本体1台　大阪サイレン製 前部開放5SA型，又は 同等以上の性能のもので，赤色警光灯内蔵型，付属装置1組
3	散光式赤色警光灯（前）	1 式	本体1台　大阪サイレン製 WF－LL－VJ2－LF・M 又は 同等以上の性能のもの，付属装置1組
4	散光式赤色警光灯（後）	2 式	本体2台　大阪サイレン製 NF－3－JB 又は 同等以上の性能のもの，付属装置2組
5	赤色点滅灯（前）	2 個	大阪サイレン製 LF－21C（SUSガード付） 又は 同等以上の性能のもの
6	赤色点滅灯（側・後）	6 個	側面各2個：大阪サイレン製　LF－21（SUSガード付） 後面2個：大阪サイレン製　LF－21C（SUSガード付） 点滅装置：大阪サイレン製　LV－8 又は 同等以上の性能のもの
7	作業灯（側・後）	6 個	側面各2個：大阪サイレン製　LI－21（SUSガード付） 後面2個：大阪サイレン製　LI－21（SUSガード付） 又は 同等以上の性能のもの
8	集中スイッチパネル（架装用）	1 式	大阪サイレン製 SBW－100 又は 同等以上の性能のもの，付属装置1組
9	電子サイレンアンプ	1 式	大阪サイレン製 TSK－5102V 又は 同等以上の性能のもの，付属装置1組
10	マイク	1 個	大阪サイレン製 MC－1V 又は 同等以上の性能のもの
11	スピーカー	2 個	散光式警光灯内蔵型　50W
12	バス型路肩灯	2 個	保安基準認定品（LEDタイプ）
13	時計	1 台	リズム時計製大型デジタル時計8AD852型（埋込型）　又は 同等以上の性能のもの
14	冷暖房装置	1 式	シャシーメーカー純正品 又は 同等以上の性能のもの
15	サンバイザー	2 個	運転席及び助手席用
16	マイクアンプ及びスピーカー	1 式	シャシーメーカー純正品 又は 同等以上の性能のもの
17	FM・AMラジオ	1 式	シャシーメーカー純正品 又 は同等以上の性能のもの
18	DVDプレイヤー	1 式	シャシーメーカー純正品 又は 同等以上の性能のもの
19	地上波デジタルチューナー	1 式	シャシーメーカー純正品 又は 同等以上の性能のもの
20	液晶モニター	2 式	シャシーメーカー純正品（車内前方及び車内中央） 又は 同等以上の性能のもの
21	カーナビゲーションシステム	1 式	シャシーメーカー純正品 又は 同等以上の性能のもの

番号	品　　名	数量	備　　　　考
22	バックアイカラーカメラ	1 式	シャシーメーカー純正品 又は 同等以上の性能のもの
23	サイドビューカメラ	1 式	シャシーメーカー純正品 又は 同等以上の性能のもの
24	カラーモニター（バックアイカラーカメラ用）	1 式	シャシーメーカー純正品 又は 同等以上の性能のもの
25	インターホン	1 式	シャシーメーカー純正品 又は 同等以上の性能のもの
26	ETC車載器	1 式	シャシーメーカー純正品 又は 同等以上の性能のもの
27	バックライト	2 個	シャシーメーカー純正品 又は 同等以上の性能のもの
28	バックブザー	1 式	ブザー1組，サイレンアンプ内蔵の音声警告1組（右折，左折，後退），付属装置1組
29	無線機等	1 式	無線機アンテナ 　150MHz　1組 　　日本アンテナ製　WH-BAN－M6-09＆ELS－500型 　　又は 同等以上の性能のもの，配線等各1組 　260MHz　2組 　　日本アンテナ製　WH-BAN－M6-09＆ELS－500型 　　又は 同等以上の性能のもの，配線等各2組 　400MHz　1組 　　日本アンテナ製　WH-BAN－M6-09＆EL－150M/M型 　　又は 同等以上の性能のもの，配線等各1組 無線装置（150MHz） 　別紙「消防業務用超短波無線電話装置（人員輸送車）仕様書」のとおり
30	登録ナンバープレートフレーム（前・後）	各1 個	
31	自動充電装置	1 式	本体1台　七宝電子工業製SA－12PW-M（商用電源用キャプタイヤコード付） 又は 同等以上の性能のもの，付属装置1組

別表２　　積載品一覧表（車両1台当たり）

品名欄に「※」印があるものは基本的に取り付けを含み，文字欄に「〇」印があるものは文字を記すること。文字の詳細については，本仕様書「第３　11　⑵」のとおりとする。

番号	品　名	文字	数量	備　考
1	※ 車輪止	〇	2 個	シャシーメーカー純正品 又は 同等以上の性能のもの
2	※ 消火器（検定品）	〇	1 本	粉末ABC20型車両用
3	※ 発動発電機	〇	1 台	ホンダ製 EU16i（燃料満タン） 又は 同等以上の性能のもの
4	※ LEDバルーンライト	〇	1 式	本体1台　ライトボーイ製 LB030CS(ハードケース付) 又は 同等以上の性能のもの，なお，バルーン本体には「仙台市消防局」と文字を入れること
5	※ コードリール	〇	1 台	ハタヤ製 BX－301K 又は 同等以上の性能のもの
6	※ 燃料携行缶(10ℓ)	〇	1 缶	小林物産製 KS10Z（金属製縦消防法適合品） 又は 同等以上の性能のもの
7	※ 特殊工具	〇	1 式	TONE製 TSS4331及びMPT－CS 又は 同等品以上の性能のもの

別表３　　付属品一覧表（車両１台当たり）

番号	品　　名	数量	備　　　　考
1	フロアマット	1 組	運転席用
2	愛車セット	1 組	ボディワックス（250g）含む
3	タイヤチェーン	1 組	シャシーメーカー純正品 又は ラダーチェーン
4	標準工具	1 式	シャシーメーカー標準積載品
5	点検ハンマー	1 本	1/4ポンド
6	キャプタイヤコード	1 本	自動充電装置用，商用電源接続用キャプタイヤケーブル10mコンセント形式片側商用AC100V用平行2芯，片側大型マグネットコンセントのもの
7	非常信号用具	1 式	発炎筒1本，2色信号灯（マグネット付）1本，赤旗1本，非常停止板1枚　いずれも保安基準適合品
8	車輪止（待機用）	1 個	合成ゴム製，2mのロープ付
9	予備シーラー	2 本	白と透明のもの各1本（チューブ入り）
10	ネジロック剤	1 本	スリーボンド製1401B型200g入り缶　又は 同等以上の性能のもの
11	予備電球	1 式	シャシーの取付数と同数（保安基準にかかるもののみ（ヘッドライトを除く））
12	予備ヒューズ （シャシー分含む）	1 式	ブレードヒューズは，種類別に各5個，その他は，種類ごとに各1個
13	補修用塗料	1 式	それぞれ500ccの缶入り（朱色，銀色）
14	鍵	1 式	エンジンキー（ドアキー兼用）3本 その他施錠装置3本

別紙

消防業務用超短波無線電話装置（人員輸送車）仕様書

Ｈ２６年度
仙台市消防局

1. 摘　用

本仕様書は，仙台市消防局（以下「当局」という。）において平成２６年度に購入する人員輸送車に搭載する無線電話装置について，必要な事項を定める。

2. 概　要

支給する装置は，１０Ｗ短信・複信切替方式車載型の水晶発振制御シンセサイザー方式でＦ２Ｄ及びＦ３Ｅの電波を使用する１５０MHz帯無線電話装置である。

3. 手続き

受注者は，車両引渡しの時点から無線局（「陸上移動局」）として正式運用ができるよう自己の負担において必要な手続き（無線局開局申請）を行うものとし，手続きに必要な事項は別途指示する。

なお，受注者は，車両納入時に次の完成図書（車両一台あたり）を提出すること。

⑴　無線局免許状　各１部
⑵　無線局申請書の写し　各１部

4. 装置の構成（一式につき）

本装置は，次の機器類をもって構成する。

⑴　送受信機（取付金具を含む　別途支給）　１台
⑵　ＤＣ／ＤＣコンバータ（入力22.0～30.0V 出力13.8V±10%　5A以上）　１個
⑶　電源ノイズフィルター　１個
⑷　送受話器（ハンドセット型，掛金具を含む）　１個
⑸　スピーカー（ボックス型，車内用１個）　１個
⑹　取付工事雑材　１式
⑺　ＡＶＭ端末装置　１台
（富士通製ＣＡ－１００Ｅ型又はＨＧ－２ＳＰＵ０２型　別途支給）
⑻　ＡＶＭ端末装置用ケーブル　１式
⑼　アンテナ（車両仕様書のとおり）　１式

5. 機器仕様

⑴　無線局呼出名称（別途指示）を送受信機，送受話器に表示すること。
⑵　車両整備でバッテリーを取外す等，送受信機への電源が完全に長期間絶たれても，電源を再投入した際にチャンネルが次のいずれかの状態になること。
ア　予め設定した主チャンネル
イ　電源切断直前のチャンネル

6. 取付仕様

⑴　受注者は，本装置及び別途支給するＡＶＭ端末装置を当局が指定する人員輸送車に取り付けるものとする。
なお，受注者から要求があるときは，支給品に関して必要な技術資料を提供する。
⑵　電源は，当局が指定する箇所から取り出すものとする。
⑶　各テーブルにあっては，適度な余裕をもたせ，またその余長は束ねる等の処理を行うものとする。
⑷　本装置一式を取付後，総合調整を行うものとする。
⑸　取付箇所，配線等の詳細にあっては，当局の取付工事現場立会い及び協議によって決定するものとする。

7.　取付場所

取付作業を行う場所にあっては，当局が指定する仙台市内の場所とする。

8.　その他

⑴　本仕様書に疑義が生じた時は，発注者の指示または承認を受けるものとする。

　また，本仕様書に明記されていない事項であっても，当然に必要なものについては受注者の負担でこれを処理するものとする。

⑵　ＡＶＭ端末装置概観図　別紙資料のとおり

人員輸送車

別図１　接続系統図（ＣＡ－１００Ｅ型）

別図１－１　AVM 端末装置概観図（CA100E型）

人員輸送車

別図２　接続系統図（ＨＧ－２ＳＰＵ０２型））

番号	塗　装　色
A	マンセル6Y8.5/0.5 GS30
B	N2.5 GS30
C	N2.5 GS30
D	N2.5 GS30
E	N2.5 レザー

別図２－１　AVM 端末装置概観図（HG-2SPU02型）